

障第514号  
令和5年7月13日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」及び  
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の  
一部改訂について

障害福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が改訂されましたので、通知いたします。

貴法人におかれましては、今回の改訂の内容について十分御了知いただくとともに、障害者虐待に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組等が一層推進されるようお願いいたします。

記

○障害者虐待防止マニュアル（令和5年7月改訂）

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」

「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

所属	障害福祉課 地域生活支援係		
係長	野 崎	担 当	長 尾
電話	058-272-1111 内 3489		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		